



# 埼玉県報

第2147号

平成22年1月8日

金曜日

## 目次

### 規則

- [埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則\(県立学校人事課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [地籍調査の成果の認証\(土地水政策課\)](#)
- [平成二十一年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付件数及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [尾田蒔土地改良区の役員就退任届\(秩父農林振興センター\)](#)
- [都市計画に関する公聴会の開催\(都市計画課\)](#)
- [桶川都市計画事業坂田東特定土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [新座都市計画下水道の変更\(下水道課\)](#)
- [県道川越所沢線の区域変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県立がんセンター医療画像情報システム（PACS）一式の購入に関する契約の相手方等の公示\(経営管理課\)](#)

# 規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年一月八日

埼玉県教育委員会委員長 松居 和

## 埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県立上尾かしの木特別支援学校の項の次に次のように加える。

埼玉県立所沢お おぞら特別支援 学校	小 学 部	六 年	学校教育法に規定する学 齢児童で知的障害のある 者又は肢体不自由である 者
高 等 部	中 学 部	三 年	学校教育法に規定する学 齢生徒で知的障害のある 者又は肢体不自由である 者
三 年	五 四	中 学 部 を 卒 業 し た 者 又 は こ れ に 準 ず る 者	

別表埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学園の項中

普 通 科  
生 産 技 術 科  
工 業 技 術 科  
家 政 技 術 科  
環 境 ・ サ  
ー  
ビ ス 科

を

生 工 家 環 び

産 技 術 科  
業 技 術 科  
政 技 術 科

に 改 め、同表埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学園の項中

普 農 業

境・サ  
↑  
ス  
科

通  
科  
技  
術  
科  
技  
術  
科

を

農  
業  
技  
術  
科  
生  
活  
技  
術  
科

に改める。

附  
則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、別表埼玉県立特別支援学校さいたま桜高等学校の項及び同表埼玉県立特別支援学校羽生ふじ高等学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

生  
活

## 告 示

埼玉県告示第十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人黎明の会
- 三 代表者の氏名  
茂庭 英昭
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県富士見市大字鶴馬三五八九番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般市民に対し、「うつ」の正しい知識と情報を提供するとともに、「うつ」等の症状で苦しむ人々が悩みを相談し、他者とコミュニケーションを図ることのできる場を提供することで、心身の健康の保持及び増進に貢献し、より豊かで健全な社会の構築に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 *walea*
- 三 代表者の氏名  
番場 智恵子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県草加市西町千百七十九番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は障がい児（者）発達障がい児（者）とその家族に対し、地域生活を支援援助し、介護者、本人の負担軽減を図るものとする。福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人天翔遊友ネイチャーネットワーク
- 三 代表者の氏名  
矢野 利津子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県三郷市三郷一丁目一七番地一モナークガーデン三郷二〇七号室
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、一般住民に対し、自然とのふれあいを醸成する事により地域の活性化の推進と、未来に向けた自然環境保全の活動のための知識と啓発に関する事業を行い、「人と自然」、「都市と地方」、「人と人」を繋ぐことにより環境保全型社会の構築に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人成年後見川越サポートセンター
- 三 代表者の氏名  
永田 秀平
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字小堤六十二番地三十九
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、これからの少子高齢化社会の到来において、成年後見制度の利用の普及を図り、高齢や障害のため判断能力の低下した高齢者等をサポートする事業を繰り広げ、すべての人々がしあわせに暮らせる社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。



## 告 示

### 埼玉県告示第十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ほつとかないでネットワーク
- 三 代表者の氏名  
矢口 和也
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県北埼玉郡北川辺町大字飯積四十八番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、在宅での介護・援助が必要な高齢者や障害者、その家族、その他援助を必要とする人々に対し、住民参加と相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護サービスを提供し、全ての人々が健康で文化的な暮らしができる地域社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

## 埼玉県告示第十九号

川越市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
川越市	平成二十一年度 平成二十一年度	地籍図 地籍簿 十五枚 一冊	大東第八川越福原（むさし野、大字大塚新田、大字南大塚、大字新宿の各一部）	平成二十一年 十二月二十四日

# 告 示

埼玉県告示第二十号

平成二十一年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

埼玉県告示第二十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十一年十二月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ドロップshipping commons
- 三 代表者の氏名  
竹内 謙礼
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一七番一五号さいたま商工会議所会館七階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、市民・企業・団体に対しドロップshippingの健全育成を図り、安心・安全なドロップshipping活動が行えるように環境を整備し、地域の振興・発展に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、尾田蒔土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 就任

職名	氏名	住所
理事	内田修司	秩父市蒔田五七番地
同	宮下正美	同 田村一五五三番地
同	野坂功久	同 田村一二四一番地
同	富田友一	同 田村六六三番地
同	富田精一	同 田村六九九番地
同	増田康郎	同 田村九一番地
同	根岸政吉	同 蒔田二三七三番地
同	前原孝至	同 蒔田二八一七番地
同	宮前實三	同 蒔田二八七三番地
同	風間良次	同 蒔田二一八七番地
同	青木完道	同 蒔田一九一二番地一四
同	風間敏夫	同 蒔田一六九七番地
同	内田和夫	同 蒔田八二九番地
同	黒沢新一	同 蒔田九五四番地
同	島崎整司	同 蒔田六五番地
同	島崎昭只	同 蒔田四一六番地
監事	増田好夫	同 田村一番地
同	前原啓作	同 蒔田二九七八番地三
同	富田光吉	同 蒔田二三三番地
同	島崎安平	同 蒔田六九番地

## 二 退任

職名	氏名	住所
理事	内田修司	秩父市蒔田五七番地

同	同	同	監 事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
島 寄 安 平	富 田 二 郎	前 原 啓 作	増 田 好 夫	島 寄 昭 只	島 崎 整 司	内 田 定	内 田 和 夫	風 間 敏 夫	青 木 完 道	風 間 良 次	宮 前 實 三	清 水 恒 明	根 岸 政 吉	増 田 康 郎	富 田 好 一	富 田 友 一	野 坂 新 太 郎	宮 下 正 美
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
蒔 田 六 九 番 地	蒔 田 二 三 三 番 地	蒔 田 二 九 七 八 番 地 三	田 村 一 番 地	蒔 田 四 一 六 番 地	蒔 田 六 五 番 地	蒔 田 九 三 一 番 地	蒔 田 八 二 九 番 地	蒔 田 一 六 九 七 番 地	蒔 田 一 九 一 二 番 地 一 四	蒔 田 二 一 八 七 番 地	蒔 田 二 八 七 三 番 地	蒔 田 二 七 五 三 番 地	蒔 田 二 三 七 三 番 地	田 村 九 一 番 地	田 村 二 三 八 番 地	田 村 六 六 三 番 地	田 村 一 二 五 八 番 地	田 村 一 五 五 三 番 地

# 告示

埼玉県告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上田清司

## 一 都市計画の種類及び名称

富士見都市計画区域区分

## 二 公聴会の期日、時間及び場所

平成二十二年二月十九日 午後二時〇〇分から

富士見市役所全員協議会室

## 三 公述申出書の提出期間及び提出先

平成二十二年一月八日から平成二十二年一月二十九日まで

富士見市まちづくり環境部まちづくり推進課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課

## 四 公述申出書の様式

別記のとおり

## 五 都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

平成二十二年一月八日から平成二十二年一月二十二日まで

富士見市まちづくり環境部まちづくり推進課、ふじみ野市都市政策部都市計画課、三芳町都市計画課、埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所

## 六 公聴会に関する問い合わせ

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八 八三〇 五三三七

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

## 公 述 申 出 書

平成 2 2 年 1 月 8 日付け埼玉県報に登載された富士見都市  
計画区域区分の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申  
し出ます。

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名

印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由 別紙

「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

( 1 ) 4 0 0 字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してくだ  
さい。

( 2 ) かい書で、横書きにしてください。



# 告 示

埼玉県告示第二十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、  
桶川都市計画事業坂田東特定土地区画整理事業について換地処分があったので、同  
条第四項の規定により、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第二十五号

新座市長から新座都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部下水道課において縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年一月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月八日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 澤 清 史

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市元町七〇二番地先まで	所沢市元町七〇〇番地先から	区 間
一一・五〇 一六・六一	九・四五 一四・七三	敷地の幅員 (メートル)
一四八・五四		延 長 (メートル)
		備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

## 一 許可番号

平成二十一年十一月二十日

指令川建セ第二一〇一〇九〇号

## 二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十二日

第二一〇一四二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字羽尾字大谷二三〇三 二、六

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市松葉町三 一四 二一

井上 まゆみ

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年九月十八日

指令川建セ第二一〇〇八二〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十五日

第二一〇一四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字上細谷字中内出二六一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡吉見町大字一ツ木三三九

吉田 慎吾

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十一年十二月二十一日

指令川建セ第二一〇二二一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十八日

第二一〇二四九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字青山字川久保一四二七 一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字菅谷三六一 オーククレスト 二〇二

長谷部 郷

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

一 許可番号

平成二十一年十二月十八日

指令川建セ第二一〇一三六〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月四日

第二一〇一四七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字伊古字郷社後一一四六 二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市五領町一四番地

県営五領団地一 五〇二

吉澤 正彦



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十一年十一月二十日

指令川建セ 第二一〇一一二〇号

二 検査済証番号

平成二十二年一月五日

第二一〇一四八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字上狷字前谷三七七―六、三七八―七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東松山市沢口町一六一―一六 セジュールかとう一〇二

小島 直樹

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

### 一 許可番号

平成二十一年十一月十三日

指令越建セ第二一〇一二〇一号

### 二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十五日

第三三六一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字小林字北東三三六九―二、三三六九―五

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡白岡町大字白岡一〇八一―一 サニークート二〇五

岸 俊行

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

### 一 許可番号

平成二十一年十一月十二日

指令越建セ第二一〇一二八〇号

### 二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十五日

第三三七―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字台字北一五四八―四

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字台一五四八

小川 善治

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

### 一 許可番号

平成二十年十二月二十二日

指令杉整第二〇〇一三一〇号

### 二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十四日

第三三九一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字木野川字向台四三〇―一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡杉戸町大字木野川四三〇番地一

渡邊 澄江

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年一月八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 坂 卷 一 男

### 一 許可番号

平成二十一年七月十六日

指令越建セ第二一〇〇三九〇号

### 二 検査済証番号

平成二十一年十二月二十八日

第三四一―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字小林字小下前二〇九八―一七 外五筆

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

久喜市上町一六番五ソプラタウン二〇一

加藤 宏和

# 告 示

埼玉県病院事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年一月八日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量  
埼玉県立がんセンター 医療画像情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県立がんセンター 事務局 業務部  
埼玉県北足立郡伊奈町小室 8 1 8 番地
- 3 契約者を決定した日  
平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日
- 4 契約者の氏名及び住所  
富士フイルムメディカル株式会社北関東地区営業本部  
さいたま市大宮区浅間町 2 - 2 4 0
- 5 契約金額  
1 7 8 , 5 0 0 , 0 0 0 円
- 6 契約の相手方を決定した手続き  
一般競争入札
- 7 入札の公告又は告示を行った日  
平成 2 1 年 1 1 月 6 日